

「3.11 伝承ロード情報関係資料」貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、団体及び企業等に対して、防災意識の向上を図るため、機構が所有する「3.11 伝承ロード情報関係資料」（以下「資料」という）を貸出について必要事項を定める。

(貸出対象)

第2条 資料の貸出対象は、団体及び企業等が実施する防災訓練や防災知識、震災伝承等の啓発活動等に資するものとする。

(貸出対象資料)

第3条 貸し出す資料は、次のとおりとする。

- (1) 映像アーカイブDVD
- (2) 伝承ロードパネル

(貸出申請等)

第4条 資料の貸出しは、貸受けしようとする団体及び企業等の代表者（以下「申請者」という。）が利用申請書（別紙様式）により行う。

- 2 申請者は、利用開始日の1月前までに申し込むものとする。

(貸出決定等)

第5条 代表理事は、前条第2項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、許可証を付して資料を貸し出すものとする。

(貸出期間等)

第6条 資料の貸出期間は、原則30日以内とする。ただし、代表理事が必要と認めた場合はこの限りでない。

- 2 貸出し及び返却の場所及び時間は、当機構が指定した場所及び時間とする。
- 3 代表理事は、資料を借り受けた者（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、資料の貸出しを中止し、当該資料を返却させることができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により、資料の貸出しを受けたとき。
 - (2) この要綱の規定に違反したとき。

(費用の負担)

第7条 資料の貸出しは、無料とする。ただし、送料は借受者の負担とする。

(禁止事項等)

第8条 借受者は、当該資料を貸出目的に反して使用し、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 営利を目的とする行為に使用する場合
- (2) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれらに対する誹謗、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれのある活動
- (3) 第三者に対する転貸、譲渡、担保等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、代表理事が禁止する事項

(資料の返却)

第9条 借受者は、貸出しを受けた資料に破損、異常等がないか確認し、第6条に規定する貸出期間内に、指定された場所に返却しなければならない。

(資料の破損等)

第10条 借受者は、資料を破損し、汚損し、又は紛失したときは、借受者の負担において修復し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると代表理事が認めたときは、この限りではない。

(免責)

第11条 代表理事は、資料の誤った使用方法により生じた事故又は貸出中における管理不備により生じた事故に対しては、その責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別紙)

「3.11 伝承ロード情報関係資料」利用申請書

一般財団法人 3.11 伝承ロード推進機構
代表理事 今村 文彦 殿

申請日：令和 年 月 日
代表者：

貴機構所有の「3.11 伝承ロード情報関係資料」について、利用申請書を提出します。

| 記載事項 | 記載欄 |
|-----------------------------------|--------------------------|
| 1. 使用者 (氏名、会社名、団体名など) | |
| 2. 住所 | |
| 3. 担当者の所属部 | |
| 4. 担当者の役職 | |
| 5. 担当者の氏名 | |
| 6. 担当者の連絡先 (電話番号) (メールアドレス) | |
| 7. 利用期間 | 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで |
| 8. 利用目的 | |
| 9. 利用資料名 | |

※申請した利用目的以外で使用する場合は、あらためて本利用申請書を提出してください。